官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○米州投資公社への加盟に伴う国債の発行等に関する省令（財務五四）　一
〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下はモンゴルを御訪問になる件（宮内庁七）　二
○特定社会基盤事業者を公示する件（金融庁六二）　二
○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（財務一六九）　四
○財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（同一七〇）　五
○保安林の指定をする件（農林水産九七二～九八七）　五
○駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通四七三）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同四七四、四七五）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（茨城県公安委五一）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委九）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一五）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一七）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（滋賀県公安委七八）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委九九）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委八八）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一二七）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委六二）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委一一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委八二）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（宮崎県公安委四九）　六
〔国会事項〕
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委員会告示配三）　七
〔人事異動〕
内閣　財務省　厚生労働省　運輸安全委員会　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　六
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　六
〔公　告〕
諸事項　六
官庁
有権者申出方、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生関係　六
会社その他　六

## 省　令

**○財務省令第五十四号**

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）第二条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第六項の規定に基づき、米州投資公社への加盟に伴う国債の発行等に関する省令を次のように定める。

令和七年六月二十三日

財務大臣　加藤　勝信

米州投資公社への加盟に伴う国債の発行等に関する省令

（国債の名称）

**第一条**　米州投資公社（以下「公社」という。）に出資するため、米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号。以下「法」という。）第二条第二項の規定により発行する国債は、米州投資公社通貨代用国庫債券（以下「通貨代用国庫債券」という。）とする。

（適用除外）

**第二条**　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）の規定は、通貨代用国庫債券（第八条第二項の規定により日本銀行に交付されるものを除く。次条において同じ。）については適用しない。

（取扱店）

**第三条**　通貨代用国庫債券に関する事務の取扱店は、日本銀行本店とする。

（出資の場合の額面金額）

**第四条**　法第二条第一項の規定によりアメリカ合衆国通貨に代えて国債で出資する場合において、公社に交付する通貨代用国庫債券の額面金額は、出資する都度必要な金額又はその金額を分割した金額とする。

（分割及び併合）

**第五条**　政府は、公社の請求があったときは、当該請求に従い通貨代用国庫債券の額面金額の分割又は併合を行うことができる。

2　前項の規定により通貨代用国庫債券の分割又は併合を行う場合は、当該分割又は併合に係る金額をその額面金額とする。